

規制影響分析書(新設・改廃時)

(別紙4)

規制の名称	保険契約の申込みの撤回等(クーリング・オフ)の適用除外に係る規定		
担当部局	金融庁総務企画局企画課保険企画室		電話番号: 03-3506-6000(内線3579、3569)
評価実施日	平成19年3月30日		
規制の内容・目的	<p>【内容】 現状、保険契約の申込みの撤回等(クーリング・オフ)の適用除外に係る規定により、保険会社等の営業所等において保険契約の申込みをした場合や、第1回保険料(一時払保険料)が保険会社等の口座への振込みにより払い込まれた場合等は、クーリング・オフができないこととなっている。 今回、当該規定を改正し、以下の場合について、クーリング・オフをすることができることとする。</p> <p>(1) 保険会社等の営業所等において保険契約の申込みをした場合であっても、</p> <p>① 保険会社等が顧客に対し保険募集目的を告げずに来店を要請し、当該顧客が当該要請に応じて赴いたその日に当該営業所等において申込みをしたとき</p> <p>② 顧客が専ら保険会社等の保険募集以外の業務に関連した目的で当該営業所等に赴いたその日に当該営業所等において申込みをしたとき</p> <p>(2) 第1回保険料(一時払保険料)が保険会社等の口座への振込みにより払い込まれた場合であっても、当該手続が顧客の居宅において行われたとき</p>		
	<p>【目的】 制度施行後における保険商品の多様化、保険販売チャネルの拡大といった状況の変化を踏まえ、保険契約者等の保護の実効性を確保すること。</p>		
根拠条文	保険業法第309条第1項第6号、保険業法施行令第45条		
想定され得る選択肢(代替手段)	選択肢1(当規制)	上記「規制の内容」欄に掲げる場合に、保険契約のクーリング・オフをすることができる場合を拡大する。	
	選択肢2(代替手段)	現状維持(保険会社等の営業所等において保険契約の申込みをした場合や、第1回保険料(一時払保険料)が保険会社等の口座への振込みにより払い込まれた場合等は、クーリング・オフができない)。	
期待される効果	効果の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合
	国民への便益	契約者保護の観点から、一定の熟慮期間を設けることが望ましいと考えられる上記「規制の内容」欄(1)及び(2)に掲げる場合について、クーリング・オフができるようにすることによって、保険の加入時における保険契約者等の保護の水準が向上する。	保険商品購入後速やかにリスク性資産による保険料の運用が開始されるという利殖性・有利性は維持される。
	関連業界への便益	保険会社等において、該当する場合に、申込者等との間でクーリング・オフをめぐる紛争等が生じなくなることが見込まれる。	保険会社等において、現状が維持されるため、申込者等との間でクーリング・オフをめぐる紛争等の発生する可能性は変わらない。
	社会的便益	保険募集の公正確保の程度が向上することにより、国民の保険会社及び保険商品に対する信頼が高まり、保険制度の本来有する機能が活用される機会が保障されて、国民経済の健全な発展に資することが見込まれる。	保険商品購入後速やかにリスク性資産による保険料の運用が開始されるという利殖性・有利性は維持される。

規制影響分析書(新設・改廃時)

	負担の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合
想定される負担	実施に要する負担 (行政コスト)	遵守コスト欄(2)のとおり事業方法書等の変更が行われる場合に、その審査の負担が生じる。	現状が維持されるため、新たな規制に対する検査監督コストは生じない。
	実施により生じる負担 (遵守コスト)	(1) クーリング・オフの範囲拡大に対応するための事務コスト、教育コスト等が生じることが想定される。 (2) 変額年金保険等のクーリング・オフに伴う運用リスク等を回避するため、事業方法書等の変更コスト、システム対応コスト等が生じることが想定される。	現状が維持されるため、新たな規制を遵守するための教育コスト等は生じない。
	その他の負担 (社会コスト)	クーリング・オフに備えるため、申込後一定期間、リスク性資産による保険料の運用が留保される可能性があり、一定のリスクとリターンを求める投資機会の縮小につながる可能性がある。	保険会社等と申込者等との間のクーリング・オフをめぐる紛争等が引き続き発生することとなり、これを背景に、保険商品の選択が縮小していく可能性がある。また、十分な熟慮期間を経て契約が締結されるという保険契約者保護の実効性は、保険商品の販売チャネルの拡大に伴い、後退することが見込まれる。
各選択肢間の比較	拡大によって新たに生じる保険会社等の負担や契約者の便益の減少と、拡大によって得られる契約者の保護水準の上昇とを、行政コスト等も勘案しつつ比較考量すると、選択肢1がより適切かつ効果的と考えられる。		
備考	—		
レビュー時期	平成24年5月末までに実施する予定。		

(注)本分析書は、内閣府規制改革・民間開放推進室作成の規制影響分析(RIA)の試行的実施に関する実施要領に沿って試行的に作成したものである。